

# 資金の概要

## スタートアップ創出促進資金

目的	スタートアップ時に直面する資金調達の困難さの解消を図るため、創業・再挑戦に必要な成長資金を融通し、新たな分野への挑戦を後押しするとともに、地域経済の活性化や地域雇用の確保を図る。																
融資対象	<p>商工会議所等又は取扱金融機関から事業計画についての推薦を受けた以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 事業を営んでいない個人で、1か月以内（※1）に新たに事業を開始するもの</li><li>2 事業を営んでいない個人で、2か月以内（※1, 2）に新たに会社を設立するもの</li><li>3 事業を営んでいない個人で、事業を開始して5年未満のもの（※1）</li><li>4 事業を営んでいない個人が設立し、設立後5年未満の会社（法人成りした場合を含む）（※1, 2）</li><li>5 分社化を計画する会社（※2）</li><li>6 設立後5年未満の分社化された会社（※2）</li></ul> <p>（※1） 経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年以内の場合を含む</p> <p>（※2） 経営者保証免除の場合は、創業予定者又は税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること。</p>																
融資条件	<table border="1"><tr><td>資金使途</td><td>運転資金・設備資金</td></tr><tr><td>融資限度額</td><td>3,500万円</td></tr><tr><td>融資期間</td><td>10年（うち据置1年）以内 ※ 経営者保証免除の場合で、かつ保証申込時に別途、金融機関が独自に融資を実行する場合、又は金融機関独自の融資残高がある場合は据置3年以内まで拡充</td></tr><tr><td>融資利率</td><td>5年以内 年1.5%【年1.2%】 5年超 年1.6%【年1.3%】 ※【】は、県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6か月以内のものに限る。</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>年0.65% ※ 融資対象3、4の一部について、0.5%となる場合あり ※ 経営者保証免除の場合は、0.2%を上乗せ</td></tr><tr><td>保証人</td><td>山口県信用保証協会の定めるところによる</td></tr><tr><td>担保</td><td>不要</td></tr><tr><td>備考</td><td>&lt;経営者保証免除の場合&gt; 原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受けることを要する。</td></tr></table>	資金使途	運転資金・設備資金	融資限度額	3,500万円	融資期間	10年（うち据置1年）以内 ※ 経営者保証免除の場合で、かつ保証申込時に別途、金融機関が独自に融資を実行する場合、又は金融機関独自の融資残高がある場合は据置3年以内まで拡充	融資利率	5年以内 年1.5%【年1.2%】 5年超 年1.6%【年1.3%】 ※【】は、県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6か月以内のものに限る。	保証料率	年0.65% ※ 融資対象3、4の一部について、0.5%となる場合あり ※ 経営者保証免除の場合は、0.2%を上乗せ	保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる	担保	不要	備考	<経営者保証免除の場合> 原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受けることを要する。
資金使途	運転資金・設備資金																
融資限度額	3,500万円																
融資期間	10年（うち据置1年）以内 ※ 経営者保証免除の場合で、かつ保証申込時に別途、金融機関が独自に融資を実行する場合、又は金融機関独自の融資残高がある場合は据置3年以内まで拡充																
融資利率	5年以内 年1.5%【年1.2%】 5年超 年1.6%【年1.3%】 ※【】は、県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6か月以内のものに限る。																
保証料率	年0.65% ※ 融資対象3、4の一部について、0.5%となる場合あり ※ 経営者保証免除の場合は、0.2%を上乗せ																
保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる																
担保	不要																
備考	<経営者保証免除の場合> 原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受けることを要する。																